

平成30（2018）年度栃木県内における高齢者虐待の状況について

令和元（2019）年10月21日

栃木県保健福祉部高齢対策課

1 趣旨

平成30（2018）年度中、県及び県内市町において把握された「養介護施設従事者等による高齢者虐待」及び「養護者による高齢者虐待」の状況を公表するもの。

（※「養介護施設従事者等による高齢者虐待」の状況については、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（H18.4.1施行）」第25条により公表が義務付けられている。）

2 調査内容

- （1）対 象 65歳以上の高齢者が被虐待者となった事例
- （2）対象期間 平成30（2018）年4月1日から平成31（2019）年3月31日まで
- （3）調査項目 通報件数、被虐待者の状況、虐待の種別、虐待者の状況など

3 調査結果

（1）養介護施設従事者等による高齢者虐待

	平成26年度 (2014)	平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)
相談・通報受理件数	10件	15件	19件	12件	30件
虐待を受けたと判断された件数	2件	2件	3件	0件	3件
被虐待者数	3人	5人	3人	0人	3人

（2）養護者による高齢者虐待

	平成26年度 (2014)	平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)
相談・通報受理件数	344件	337件	315件	331件	332件
虐待を受けたと判断された件数	189件	200件	195件	185件	200件
被虐待者数	193人	202人	202人	196人	204人

〈被虐待者の状況〉

- ① 性 別 … 女性が78%、男性が22%となっている。
- ② 年 齢 … 70～79歳の方が25%、80～89歳の方が42%となっており、70歳～80歳代が全体の67%を占めている。
- ③ 認知症の有無 … 認知症ありの方が63%となっている。（介護保険認定済みの方のみを対象）
- ④ 要介護度 … 介護保険の認定を受けている方が66%となっている。（申請中を含む）

〈虐待の種別〉

「身体的虐待」が46%で最も多く、次いで「心理的虐待」が27%、「介護・世話の放棄・放任」が15%、「経済的虐待」が12%となっている。

〈被虐待者と虐待者との関係〉

「息子」による虐待が46%で最も多く、次いで「娘」が16%、「夫」が14%となっている。

〈相談・通報者の種別〉

「介護保険事業所職員等」が46%で最も多く、次いで「警察」が13%、「家族・親族」が8%となっている。

〈被虐待者と虐待者との同居・別居の状況〉

同居が92%となっている。

〈被虐待者の世帯構成〉

「未婚の子と同一世帯」が34%で最も多く、次いで「子夫婦と同一世帯」が26%、「配偶者と死別等した子と同一世帯」が15%となっている。

〈虐待への対応策〉

虐待事例への市町の対応は、「被虐待高齢者の保護として虐待者からの分離」が36%となっており、分離を行った場合の対応内容としては、「契約による介護サービス利用」が38%で最も多く、次いで「やむを得ない事由による措置(※)」が18%となっている。

また、分離をしていない場合の対応内容は、「養護者に対する助言・指導」が33%で最も多く、「ケアプランの見直し」が29%、「見守りの実施」が17%となっている。

※「やむを得ない事由による措置」とは、老人福祉法の規定に基づき市町の権限で行う特別養護老人ホーム等への入所措置をいう。